

学校給食センター運営委員会委員公募案内

1. 学校給食センター運営委員会の任務

運営委員会は、狭山市立学校給食センターの運営の指針を示すなど、学校給食の円滑な運営を図るとともに、次の業務について審議決定します。

- ①年間事業計画に関する事項
- ②歳入歳出予算に関する事項
- ③物資購入関係会計決算に関する事項
- ④物資納入業者の選定に関する事項
- ⑤学校給食費に関する事項
- ⑥その他学校給食センター業務に関する重要事項で必要と認めた事項

狭山市では学校給食センター運営委員会委員の定数を15人以内と定めており、このうち、**1人**を公募による委員として募集するものです。

2. 委員の任期

令和4年7月1日から令和6年6月30日まで

3. 委員の身分

委員は、地方公務員法に定める非常勤の特別職として位置づけられ、学校給食センター運営委員会に出席した際には報酬が支払われます。

4. 応募資格

応募時点で本市に引き続き1年以上住所を有し、狭山市の審議会などの委員を受けていない方で、令和4年7月1日現在、20歳以上70歳未満の方が応募できます。

5. 提出書類

- (1) 応募用紙（入間川学校給食センター、堀兼学校給食センター、柏原学校給食センター、各地区センターに用意しております。また、狭山市公式ホームページからもダウンロードすることができます。）
- (2) 小論文(題名を「今後の学校給食のあり方について」とし、1,000字程度で様式は自由とします。)

6. 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、小論文とともに、持参又は郵送により柏原学校給食センターへ提出してください。

7. 応募の締め切り

令和4年5月18日（水）17時15分必着

8. 選考方法

応募用紙及び小論文の内容をもとに、総合的に判断させていただきます。
なお、結果につきましては、応募者全員にご連絡いたします。

9. 問合せ、提出先

〒350-1335 狭山市柏原2507

狭山市立柏原学校給食センター

☎04-2955-6861

10. 狭山市公式ホームページアドレス

<http://www.city.sayama.saitama.jp>

※提出された書類につきましては、当該委員の選考にのみ使用し、公表等はいたしません。また、書類の返却はいたしませんのでご了承ください。